

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料及び処理期間規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人島根県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する技術的審査業務に係る手数料及び標準的な処理期間について、必要な事項を定める。

(認定審査手数料)

第2条 各審査手数料は、次の表に掲げるものとする。

一 認定審査手数料

	住宅の区分	審査手数料 (単位:円(税込))
戸建住宅	戸建て	33,000
共同住宅等	5戸以下	69,300
	6戸以上 10戸以下	92,400

二 変更認定審査手数料

	住宅の区分	審査手数料 (単位:円(税込))
戸建住宅	戸建て	13,200
共同住宅等	5戸以下	27,700
	6戸以上 10戸以下	36,900

(手数料の返還について)

第3条 納入した手数料は、次の事由による場合を除き返還しない。

- センターの責に帰すべき事由により認定審査が実施できなかった場合。
- 「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査取り下げ届」が提出された場合。ただし、センターが審査を実施していなかった場合に限る。

(審査に係る標準的な期間について)

第4条 センターは、申請建築物の規模及び用途に応じた標準的な認定審査業務の処理期間を次の表に掲げるものとする。

	認定審査期間	変更認定審査期間
戸建住宅	原則 21 日間	原則 7 日間
共同住宅等	原則 35 日間	原則 14 日間

(
ただし、土日・祝日は除く。)

(その他)

第5条 この規程によりがたい場合は、別途協議する。

附 則

この規程は、平成25年4月16日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。